

答申第180号  
令和3年11月19日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 井上 亜 紀



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問  
について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5項の規定に基づき、令和3年11月4日付け佐市観第199号により諮問がありました「佐賀市やまびこの湯への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。